

# 本人確認書類

本人確認書類とは、お申し込みされるお客様（法人、個人等）が本人であることを証明する書類です。

## ご提出頂く書類

### 提出書類の種類

I：身分証明書（免許証、パスポート、健康保険証、住民票）から2つ

※1 つは写真付き身分証明書が必要となります

※2 つの身分証の表示住所は同一の必要があります

※「現住所の記載」のあるもの

現住所が異なる場合には、補完書類（公共料金の領収書等）が別途必要となります。

※外国籍の方は在留カードも可

II：履歴事項全部証明書

※登記簿謄本、現在事項全部（一部）証明書、閉鎖事項全部（一部）証明書はご利用いただけません。

### 提出書類の組み合わせ一覧

	代表者	担当者※1	法人	実質的支配者※2
「個人」でお申し込み	I	I	—	—
「法人」でお申し込み	I※3	I	II	I

上の表に該当する全ての方（法人含む）の本人確認書類が必要となります。

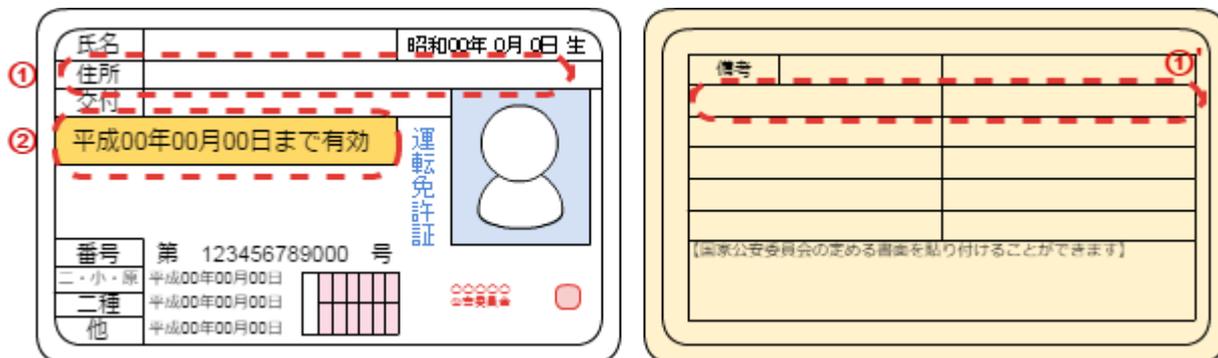
※1 本取引の任に当たる方が、代表者様と異なる場合、担当者様として本人確認書類が必要となります。  
別途、本取引の任に当たっている旨の「[委任状](#)」が必要となりますので、予めご了承ください。

※2 [「実質的支配者のご確認」](#)をご参照ください。

※3 「法人」の代表者様（代表取締役、代表理事、代表社員）となります。  
合名会社、合資会社、合同会社で代表社員が“法人”の場合、  
自然人である業務執行社員様の本人確認書類が必要となります。

## 各本人確認書類の注意事項

### 運転免許証（運転経歴証明書）



有効期限	有効期限内
必要なページ / 面	1) 表面 2) 裏面
注意事項	裏面に変更の記載がない場合、裏面のコピーは不要です。

## 確認ポイント！

①免許証（証明書）に記載の住所は、ご契約者の現住所と同じですか？

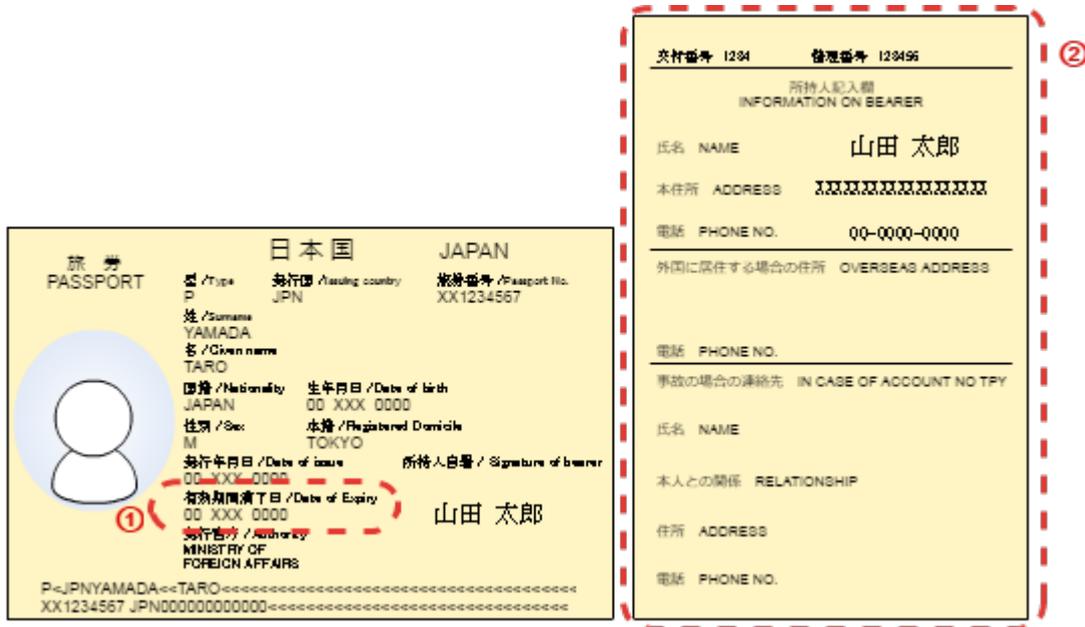
裏面に現住所が記載されている場合、裏面のコピーも必要になります。

②有効期限内ですか？

③文字が鮮明に確認出来る状態ですか？途中で切れてはいませんか？

必要な情報が切れて見えない、もしくは認識が困難な場合、再提出が必要になります。

旅券(パスポート)



有効期限	有効期限内
必要なページ / 面	1) 顔写真入りのページ 2) 所持人記入欄
注意事項	<p>所持人記入欄は、裏表紙の内側にあります。</p> <p>ご自身の氏名、住所を記入してください。</p> <p>日本国政府発行のパスポートに限ります。</p> <p>氏名変更がある場合は、新氏名が記載された「追記」ページのコピーも必要です</p>

確認ポイント！

日本国政府発行のパスポートに限ります。

①有効期限が切れていないか確認してください。

②所持人記入欄は、裏表紙の内側にあります。

氏名（お申込氏名と同一書体の正式氏名をご記入ください）および住所を記入し、コピーしてください。

氏名変更がある場合は、新氏名が記載された「追記」ページのコピーも必要です。



---

## 確認ポイント！

- ①ご自分の氏名、生年月日などの情報が正しく記載されていますか？
- ②カード型の保険証の場合、裏面の住所欄に現住所が記載されていますか？
- ③紙型の保険証で、被扶養者の方は、ご自身が記載されているページのコピーも必要です。

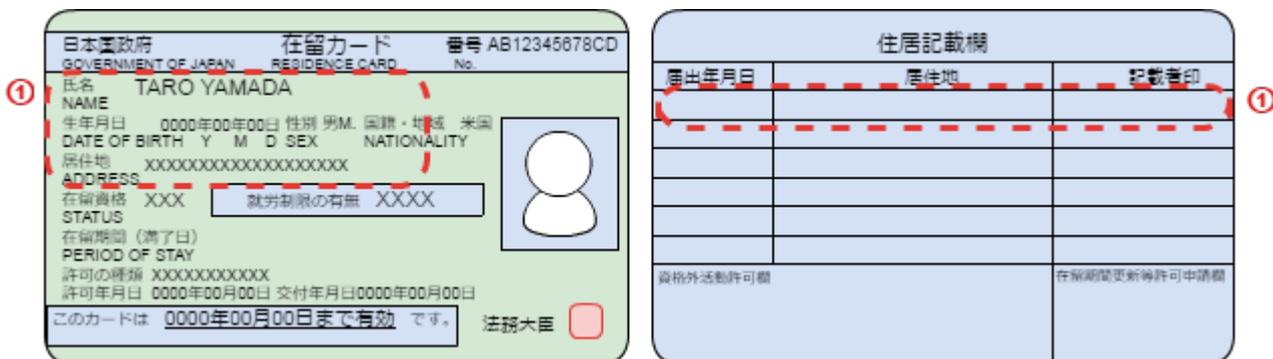
ご自分のお名前に○印をつけてください。

### 住民票

有効期限	3ヶ月以内に発行されたもの
必要なページ / 面	1) 表記載面（個人用）
注意事項	個人用のもので、個人番号の記載のないもの

※外国籍の方

在留カード



有効期限	有効期限内
必要なページ / 面	1) 表面 2) 裏面
注意事項	<p>有効期間が明記されているものをお送りください。</p> <p>表面・裏面あわせてお送りください。</p> <p>※在留カードの交付日から6ヶ月を経過していない場合、在留カードとあわせて日本での在留期間が6ヶ月を経過していることがわかる本人確認書類、もしくは日本国内にある事務所に勤務していることがわかる健康保険被保険者証をお送りください。</p> <p>※通称名で申込みの場合、通称名が確認できる本人確認書類を在留カードとあわせてお送りください。</p>

確認ポイント！

表面、裏面をあわせてお送りください。

①氏名、居住地、生年月日が正しく記載されていますか？

## 履歴事項全部証明書

有効期限	発行から3ヶ月以内
必要なページ / 面	全ページ
注意事項	発効日が確認出来るようにして下さい。 全てのページが必要です。  ※登記情報提供サービスで取得したものはご利用いただけません。 ※登記簿謄本、現在事項全部（一部）証明書、閉鎖事項全部（一部）証明書はご利用いただけません。

---

### 確認ポイント！

- ①「履歴事項全部証明書」のみ有効です。
- ②文字が鮮明に確認出来る状態ですか？途中で切れてはいませんか？

※登記情報提供サービスで取得したものはご利用いただけません。

## 補完書類

### その他、現住所の記載がある文書

- 公共料金の領収書(電話会社(固定電話のみ)、電力会社、水道局、都市ガス会社、NHK 発行のもの)
- 国税または地方税の領収書または納税証明書
- 社会保険料の領収書

有効期限	3ヶ月以内に発行されたもの
必要なページ / 面	1) 住所、氏名、発行日等が確認出来る部分
注意事項	領収日付が記載されており発行日から3ヶ月以内のもの 本人名義のものに限ります